

# (案)

## 契 約 書

- 1 件 名 令和 7 年度交通安全スクールゾーン路面標示業務委託
- 2 履行場所 那覇市内一円（別表一覧）
- 3 業務概要 路面標示業務（スクールゾーン 31ヶ所）
- 4 契約金額 ¥ (消費税及び地方消費税を含む)
- 5 履行期間 自 令和 年 月 日  
至 令和 8 年 3 月 6 日
- 6 契約保証金 那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号に基づき免除

### （総則）

第 1 条 受注者は別紙特記仕様書に基づき、頭書の期間内に業務を完了しなければならない。

### （目的）

第 2 条 子どもや高齢者の交通安全を確保するため、スクールゾーンの路面標示を行うことで運転者に対し注意を喚起し、子ども等の交通の安全を確保する。

### （委託料の支払い）

第 3 条 受注者は、発注者が行う検査に合格したときは、書面をもって委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

### （履行遅滞における延滞金）

第 4 条 受注者の責めに帰する理由により、期間内に業務を完了することができない場合において、期間後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、遅延部分に相当する代価につき遅延日数に応じ当該契約の締結の日におけるの規定により財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。

### （違約金等の徴収方法）

第 5 条 発注者は、受注者から違約金、損害金又は賠償金を徴収する場合において、契約の締結の日における支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

# (案)

## (瑕疵担保)

第6条 発注者は、受注者が第3条第1項の検査に合格した日から2年間、受注者に対して目的物の瑕疵の修補を請求することができる。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求のできる期間は5年とする。

2 発注者は、前項の瑕疵の修補にかえ損害賠償の請求をすることができる。

## (紛争の解決)

第7条 この契約の条項中、発注者と受注者とが協議を要するものについて、協議が整わない場合、その他この契約に定める事項について発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者と受注者とが協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

## (合意管轄裁判所)

第8条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。。

## (疑義)

第9条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自がその1通を所持する。

令和7年11月 日

発注者 住所 那覇市泉崎1丁目1番1号

氏名 那覇市

那覇市長

受注者 住所

商号

氏名